

# 青森県報

第三千九百九十四号

平成二十七年  
五月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

救急病院の設置.....	(医療薬務課).....	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定の辞退.....	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
右 同.....	( 障 害 福 祉 課 )	一
中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査の実施.....	( 同 )	二
道路の区域の変更.....	( 労 政 ・ 能 力 開 発 課 )	二
道路の供用の開始.....	( 道 路 課 )	二
建設業者の許可の取消し.....	( 同 )	三
出先機関.....	( 中 南 地 域 民 局 )	三
土地改良区の役員の就任及び退任.....	( 上 北 地 域 民 局 )	三
土地改良区の定款変更の認可.....	( 同 )	四

## 告 示

青森県告示第三百五十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
あもり協立病院	青森市東大野二丁目一の一〇	平成三十年五月十八日

青森県告示第三百五十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援業者に係る同法第四十六条第一項の指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により公示する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	所在地	取 消 日 月 年
医療法人青仁会	八戸市大字田面三木字赤坂一六の三	居宅介護支援事業所わえみ	八戸市大字田面一木字赤坂二四の三	平成二七・四・三〇

青森県告示第三百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定辞退年月日
さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	平成 二七・五・三

青森県告示第三百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	平成 二七・五・三

青森県告示第三百五十六号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 賃上げ・一時金要求の有無
- (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
- (四) 賃上げ・一時金の受結日、受結額
- (五) 一時金の受結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・受結時期とする。

四 報告を求める者

平成二十六年年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合二百四十四組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十七年五月十三日から同月二十七日までとする。

青森県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年六月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	----

公

告

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字沢辺字田茂木平一の二から 西津軽郡深浦町大字沢辺字田茂木平二〇の二まで	平成二七・五・三
県道権現崎線	北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道七八の二から 北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道七八の三まで	"

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年六月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

県道	路線	供用開始の区間	供用開始の期日
1	青森市桜川八丁目五五四七の二から 和田線	青森市桜川八丁目五五四七の二から 青森市桜川八丁目五五四七の七まで	
2	櫛引上名久 井三戸線	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田八の二から 三戸郡三戸町大字在府小路町二の二まで	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社村上組
- 二 代表者の氏名 村上 公洋
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤代二丁目二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一一一号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂

土路川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月十三日

上北地域県民局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	佐々木 君信	十和田市大字洞内字前田六二の二	平成 三〇・四・二就任
"	仁和 文雄	大字大沢田字前田二八の一	"
"	田高 忠美	" 字早坂二九	"
"	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	"
"	中野 均	十和田市大字洞内字家ノ向二	"
"	宮本 正志	大字大沢田字大沢田五	"
"	大下内 均	" 字蒼前三の二	"
"	山崎 良一	大字立崎字堤尻五一	"
"	佐々木 幸隆	大字八斗沢字八斗沢一三の二	"
"	山端 豊	大字大沢田字長根三七	"
監事	野月 藤男	大字洞内字杉ノ沢三一	"
"	仁和 正一	大字大沢田字下道六二の一	"
"	山端 孝弘	" 字牛鍵三	"
理事	佐々木 君信	大字洞内字前田六二の二	三〇・四・一退任
"	仁和 文雄	大字大沢田字前田二八の一	"
"	田高 忠美	" 字早坂二九	"
"	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	"
"	中野 均	十和田市大字洞内字家ノ向二	"
"	山端 勝	大字大沢田字葉ノ木谷地六の二	"
"	宮本 正志	" 字大沢田五	"
"	大下内 均	" 字蒼前三の二	"
"	山崎 良一	大字立崎字堤尻五一	"
"	佐々木 幸隆	大字八斗沢字八斗沢一三の二	"

監事	野月 藤男	大字洞内字杉ノ沢三一	
"	仁和 正一	大字大沢田字下道六二の一	
山端 豊		字長根三七	
"	"	"	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年五月十三日

上北地域県民局長 山田 裕

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭